

## 第22回議会のあり方等検討特別委員会議事概要

日時：平成22年3月30日（火）

午後1時から

場所：第1委員会室

【竹井委員長】 先週までは、3月議会、大変お疲れのところ、そして、きょう、また午前中は研修ということで、その後に引き続いて第22回の議会のあり方等検討特別委員会を開催させていただきます。

きょうの会議でほぼ条例案としては原案に近いものができ上がるというふうに、その確認も含めてお願いをしたいというふうに考えております。それから、また、その後のスケジュールについても少しお示しをして、できれば6月定例会というふうな考え方も持っておりますので、少しタイトなスケジュールになるうかと思いますが、その辺の御説明もさせていただきますというふうに考えております。

それでは、座ってやらさせていただきます。

きょう、本日は、岡本委員が所用のために欠席というふうに聞いておりますので、御報告だけさせていただきます。

それでは、事項書にのっとなって会議を開催させていただきます。

まず、第21回特別委員会議事概要及び決定事項の確認について、事務局長より報告をいたさせます。

西川局長。

【西川事務局長】 それでは、去る2月22日に開催されました第21回議会のあり方等検討特別委員会における決定事項について御説明させていただきます。

まず、第1点目といたしましては、1月27日に開催されました第20回特別委員会の議事概要の確認でございます。議事概要につきまして、いずれの委員からも意見等はありませんでしたので、議事概要は原案のとおり確定いたしております。

続きまして、第21回特別委員会の決定事項でございます。

まず、1番目といたしまして、議会基本条例原案第4条第2項と第12条及び第13条

の規定内容の整合でございます。

まず、1点目といたしましては、原案第4条第2項の「市政運営状況を監視すること。」とありますのを「事務の執行についての監視及び評価、並びに政策立案及び政策提言を行う機能が発揮できる議会運営に」と改めるということでございます。

2つ目といたしまして、第4条第2項から第7項までの各条文について、規定表現の末尾が「努めなければならない。」となっておりますので、これに統一するということでございます。

3つ目といたしまして、同じく第4条第2項、それから第3項、それから第6項を「十分発揮できる」、「反映できる」及び「十分発揮できる」にそれぞれ改めております。

それから、第4条第1項の末尾、「果たさなければならない。」の表現につきましては、再度検討する、再調整をするということになっております。

それから、5点目でございます。第12条、行政の監視・評価、それから第13条、政策形成及び政策提言でございますが、これは原案のとおりとする。削除してはという意見がありましたんですが、それは行わず、原案のとおりとするということに決定されております。

それから、2つ目、(2)でございますが、第10条でございます。市長等の提案説明でございますが、第2項として、予算及び決算の審議について、市長に対しまして、第1項の規定に準じて説明を求めること、そういった内容を追加するということに決定されております。

続きまして、(3)でございます。訂正案の第11条、これは地方自治法第96条第2項に基づきます議決事件の拡大でございますが、これにつきましては、これは第2項に「総合計画」というふうなことになっておるんですが、これは誤りでございまして、「基本計画」に訂正いたしまして、原案とするということが決定されております。

続きまして、第14条、反問権でございますが、反問権につきましては再検討ということございましたんですが、本日も提案させていただいておるんですが、方向性としては、流山市議会基本条例を参考に条文案を再度検討するということになっております。

(5)でございます。第15条でございます。それから、第15条の政策等に関する議員間討議から第19条の議員報酬について、この間の条文につきましては、まず、第5章及び第15条です。これにつきましては、タイトルでございますが、「議員等に関する議員間討議」となっておりますのを「議員間の自由討議」というふうにいずれも改めており

ます。それから、条文中につきましても、「議員相互間の討議」とあるのを「議員相互間の自由討議」というふうに改めております。

続きまして、第16条でございます。政務調査費の執行及び公開という事項でございますが、交付対象として「会派及び議員」というふうに原案はなっておったんですが、これは政務調査費の交付に関する条例と整合を図るという意味で、政務調査費の交付に関する条例と同じ表現に改めるということで決定をされております。

続きまして、19条、議員報酬でございますが、これにつきましては、提案権は市民からの直接請求、さらに市長も提案権がございますので、これを除くということを明確にするとともに、「専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度」というふうになっておりますのを簡潔に「専門的知見等」に改め、さらに議案の提出者を「議会」というふうになっておったんですが、「委員会又は議員」というふうに改めております。

(6)でございます。第24条でございます。条例の検証及び見直し手続についてでございますが、原案の中には「議会運営委員会において行うものとする」というふうになっておるんですが、ここを削除するとともに、1項、2項を合わせまして1つの項にまとめております。

その次は、条例の制定及び改廃等を適正にするための具体的な手続を盛り込んではどうかということをやったんですが、これについては検討するということになっております。

続きまして、(7)その他事項でございますが、正副委員長が四日市大学の岩崎教授とまちづくり基本条例案との調整を図ると。これは、先般、正副委員長が四日市大学へ行っていただいております。それが決定されております。

それから、もう一点、3月定例会において、委員長報告として、これまでの審査経過と見通しを報告するということが、先般の定例会で委員長から報告が行われたところでございます。

(8)でございます。次回特別委員会の日程及びテーマでございますが、本日の日程を3月30日とするということが決定されております。

それから、そのほかには、議会基本条例の制定に伴い、改正を要する条例、規則等の資料を提出するということが決められております。

それから、もう一つ、本日の特別委員会のテーマといたしましては、最終的な条文の内容確認をするということでございます。

以上が、前回の議会のあり方等検討特別委員会におけます決定事項でございます。

以上でございます。

【竹井委員長】 ただいま事務局長から、前回21回での各条文の細かな点についての訂正の決定について報告をいただきました。この内容につきましては、今回お手元に配付いたしました比較表7が全部訂正のかかった内容でこれが出ておりますので、もしこの内容と比較される場合は、狭い場所ですけど、比較表6と比較していただければわかるかと思えます。

1点、今説明のありました第5章、お手元の大きい資料で申しわけないですが、「議員間の自由討議」というタイトルが正しくて、「議員間の議員間討議」というふうにタイトルを間違えていますので、第5章のところ、「議員間の自由討議」というふうに訂正をお願いしたいと思います。

大きいな資料の第14条の21ページのタイトル、第5章。「議員間の自由討議」というのが正しいタイトルですので、説明でもそういうふうな説明を今、資料はそういうふうにしてありませんので、「議員間の自由討議」というふうにしてほしいと。

今の内容については、この後、また局長のほうから条例文の提案のときにもう一度説明いたしますので、第21回のあり方等検討特別委員会で皆さんのほうからいろいろ御発言いただいた内容については、今、事務局長の報告のとおり、調整したものをお手元のナンバー7としてお配りをしておりますので、確認をお願いしたいと思います。

それから、7の項、正副委員長が四日市大学、岩崎教授、これはまちづくり基本条例、この前、本会議で議決をされましたが、そのときの座長をされていたのが四日市大学の岩崎教授でありましたので、とりあえずこの案の原案に近いものをお持ちして、これまでの経緯等について、まず1回目の報告を2月25日に正副委員長と臼井室長、3人で行ってきました。また、きょうの、お手元にまたいろんな資料が配付されておりますので、そういうものも含めて、改めてまた提出をするということで、まず1回目の書類だけお渡しをして、少しこれまでの議論の経過だけ説明をしてきました。そういうことでございます。

以上が、第21回のあり方等検討特別委員会で決定された事項、それから、3月定例会において委員長報告も報告させていただきましたが、事務局と調整をしてあのような形で報告をさせていただきました。

7の項までの確認でございますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 ありがとうございます。

それから、いつも言うておりますが、お手元に議事概要がまた配付をされておりますので、また内容を精査の上、御訂正等ございましたら、事務局のほうにお申し出を願いたいというふうに思います。

それでは、先ほどの第21回の決定も受けまして、ナンバー7として議会基本条例案をお手元のほうへ配付いたしておりますので、改めて局長のほうから訂正の箇所等も含めて、それから、また、一部修正した箇所もございますので、理事懇談会でお諮りをして、少し修正をかけたものがございますので、その内容も含めて報告をいたさせます。若干複雑さを感じますので、もしわかりにくい点がありましたら、その場で御質問も構いませんので、まず説明を受けながら、不明な点がございましたら、その場でも挙手をしていただいて結構ですので、お願いをいたしたいと思います。

亀山市議会基本条例新旧対照表、こちらのほうですね。これで、事務局長より説明をいたさせます。

西川局長。

【西川事務局長】 それでは、提出資料、亀山市議会基本条例新旧対照表をごらんいただきたく存じます。

まず、資料を2枚めくっていただきまして、5ページの第4条、議会運営の原則をごらんいただきたく存じます。

原案第4条第1項の条文末尾でございますが、アンダーラインが引いてある箇所でございます。「果たさなければならない。」というふうに原案ではなっておりますが、前回の特別委員会で再検討するようにとの決定がなされております。訂正案では、第4条第2項から第7項までの各項ともに、条文の末尾が「努めなければならない。」というふうになっておりますので、第1項についても「努めなければならない。」に統一をいたしております。

続きまして、原案の第14条をごらんいただきたく存じます。

反問権が書いてございますが、第14条でございます。反問権の条文につきまして、前回の特別委員会において、これも再検討するよう決定されておまして、流山市議会基本条例を参考に訂正案を整理させていただいております。

訂正案をごらんいただきたく存じます。訂正案は、条例の見出しを「議会及び議員と市長等の関係」というふうに改めております。そしてまた、第1項で、本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明らかにすることを求めております。そして、

第2項におきましては、議長及び委員長の許可を得て、市長等は議員に反問することができるといふふうに改めております。また、この条文を第10条へ持っていったっております。そして、原案の第10条から第13条までの3条につきましては、1条ずつ繰り下げております。

以上の点が前回の特別委員会で再検討するようにとされています。

以上でございます。

それから、コンサルでございますが、ぎょうせいさんのほうから指摘事項がございました。

まず、第1点といたしましては、原案の8条をごらんいただきたいと存じます。

8条でございますが、見出しでは「市民の議会への参画」といふふうになっております。しかし、規定する中身が専門的知見の反映ということになっておりまして、直接市民が参画するというようなことがないという指摘をいただいております。そこで、訂正案では、見出しを「市民の参画」といふふうに改めるとともに、原案の第9条は公聴広報機能の充実ということですが、この第8条と第9条を統合して、新しく第8条といたしております。そして、原案の第8条の規定内容を統合後の第8条第3項といたしております。これが第1点目でございます。

それから、もう一つは、第11条をごらんいただきたいと存じます。次のページでございます。法第96条第2項の議決事件でございます。

11条をごらんいただきたいと存じます。これも同じく株式会社ぎょうせいさんから指摘をいただいた内容でございますが、第11条の見出しに「法」といふふうな言葉が入っておるんですが、法律という用語を見出しに用いることは好ましくないのではないかといいふふうな御指摘でございます。他市の議会基本条例を見ますと、このような用例を見受けませんが、訂正案につきましては、好ましくないという評議をいただいておりますので、改めまして、第11条の見出しを「議会の議決事件」に改めております。

以上が、提出資料、亀山市議会基本条例新旧対照表の説明でございます。

以上でございます。

【竹井委員長】 ただいま事務局長から、4条と10条、それから8条、9条、11条という部分について訂正の説明をいただきました。

4条につきましては、文章の流れを一定化するというところで、「努めなければならない。」といふふうな文言に変えさせていただきました。全体の流れを同じに流れにすることです。

それから、先に反問権の問題について、前回も少し議論がございましたので、ここを新たに条をこういう形で議会及び議員と市長等との関係という形で条を起こして、その中で、まず一番重要だと思われませんが、「本会議における議員と市長等の質疑応答は、論点及び争点を明確にしなければならない。」と。要するに、質問のあり方を1項起こさせていただきました。その後、そのことに対して市長の反問を付与すると、そういうことを前提に置いておいて、反問することができるよというふうな流れで1条を起こさせていただきました。さらに、そのことを第4章、議会と市長の関係の一番上に持っていくと。ですから、今まで4章の一番最初、10条、市長等の提案説明というものがありましたが、その前にこの10条を置いて、それで、現の10条、11条、12条、13条をそれぞれ1条ずつ繰り下げるといって、場所を第4章の一番上に置いたということです。ですから、議会と市長との関係の一番重要な部分として、ここを1項起こさせていただきました。これによって、反問権だけの付与という条例から、議論のあり方をまずきっちり押さえて、それに対しての市長の反問権がありますよという形で整理をさせていただきました。

あと、ぎょうせいさんのほうのタイトルに関しての御指摘もありましたので、そのことをまた改めて整理をしたというのがその後でございます。それが8条、9条を合体したというところでございます。

8条を読んでいただきますと、要は専門的知見や、そういう市民の声を議会は特に反映しなさいということで、これが直接的に市民の議会への参画には少しわかりづらいという、内容とタイトルが若干そぐわないのではないかというふうな御指摘もありましたので、他市の例を見習いながら、ほぼ多くの市がこの8条、9条をセットしたような表記になっておりましたので、改めて公聴広報機能というものと市民の議会への参画を1本にして、「市民の参画」という言葉にして、説明責任、それから声の反映、さらには広報、そういうふうなものに1本化をとったということでございます。ですから、タイトルも8条、9条合わせて「市民の参画」というタイトルに変えさせていただきました。8、9をこれで1本にしました。

それから、旧の11条、法第96条第2項の議決事件。これは、ほぼ多くの市がこの体裁をとっておりますが、その由来、「法」というその部分が少し条例になじまないのではないかというふうな御指摘もあって、他市はそうなっておりますが、御指摘があれば、少しそれは修正しておいたほうがいいかなというふうな理事懇での話になりましたので、「議会の議決事件」ということで、明解にタイトルはこういうふうにさせていただきました。

た。ただ、11条の中には「法96条第2項の規定に基づく」というふうに書いてありますので、これによって由来はわかりますので、条文を読んでいただくと。ですから、タイトルの由来は条例の中に入れてあるので、それでいいのではないかとということで、これについては「議会の議決事件」というふうに変えさせていただきました。

最終的には、8、9が8条になりますので、最初御説明しました10条は9条になってというふうなことに1条全部繰り上がっていきます。ちょっとここはややこしいんですけど、少しそういう関係で、最後の条文の条と条ずれが結構、8条以降出てまいりますので、そこについては一度御確認をお願いしたいということでございます。ですから、前回の御指摘いただいた事項とコンサルさんから指摘された事項、これ、両方を加味して、少し条文整理をさせていただきましたということでございます。

御質問なり御意見がありましたら、お受けをしたいと。それが、不明な点がございましたら、なぜこうなるんだというのがございましたら、御発言をお願いしたいと思います。

よろしいですかね。ちょっと複雑な説明でしたけど。

よければ、これでもう最終になりますので。特にわかりづらかった点等はございませんかね。よろしいですか、流れについては。

前田耕二委員、どうぞ。

【前田耕二委員】 新の10条、旧の14条の反問権がなくなって、言葉そのものはもう消えるわけですね。これはその1箇所だけですか。なくすわけですね。

【竹井委員長】 なくなります。

【前田耕二委員】 なくなりますね。それで、新しい10条のほうで、1項では、「本会議における議員と市長等の質疑応答」となっていますね。2項では、「本会議及び委員会への」云々という言葉になっていますけれども、1項のほうの「論点及び争点を明確に」云々というのは、本会議のみに限定してしまうという理解でいいわけですね。

【竹井委員長】 はい、そうです。

【前田耕二委員】 そういうことですね。委員会の場合にはその辺があやふやな、極端な話、その辺が、細かいことなんですけれども、あえてその辺のところはもう入れないということですね。

【竹井委員長】 委員長から今度しかられますけど、入れさせていただいてもよろしいですが、委員会運営が今の段階でうまくいくのだろうか。ですから、とりあえず「本会



議における」ということで。

【前田耕二委員】 だめという意味じゃないんですけども、ほかのところを見ても、そんな表現にされていませんので、あえてそうやってしたんかなと思うんですけど、そういうことですね。

【竹井委員長】 そうです。ナンバー7にもよその例が全部載っております。基本的には、多くの市はもう本会議というところで押さえてありましたので、委員会の話も出たんですけども、委員会まで押さえてしまうとちょっと苦しいのではないかということ。ただ、会議がこうなれば、委員会も当然その流れにはならざるを得ないということになるかとは考えております。また、それは委員長の采配によってお願いしますので、少し本会議だけはとりあえずこういう格好でいこうという考え方。だからといって、委員会が自由ということではありませんわね。議案質疑ですから、幅はあるわけですので。これも議案質疑に限定するのか、一般質問でいくのかとかさまざま、これは今後また解釈は必要だろうとは思いますが。何でもありではないということにしていくのかどうか。質疑になっています。

【前田耕二委員】 あえてこうしてあるというように理解させてもらうのと、多分そうだと思ったんですけども、念のためにお聞きしましたので。わかりました。

【竹井委員長】 1点は、反問権を付与するための前提条件が要りますねということだった。前は、反問権だけで付与するのはおかしいじゃないかという委員の御意見があったので、それだったら反問権だけ書けないので、まずは質疑のあり方を押さえましょうと。論点や争点を明確にした上で議論はしてくださいよと、双方。市長もあるけど、議員もありますよと。その中で、今のやり方は議員だけが論点や争点を出していますので、さらにその中で、市長や、部長だと思えますけど、ここでいう市長等ですので、その中で不明確な点があれば、議員に対して聞けるというのを2項目に入れて、それを反問権の付与というふうにしたと。ですから、前提条件としては、1がやっぱりきいてくると。論点、争点の不明なものに反問はできませんので、だから、議員もその責務はありますよということ。で押さえようかと。ですから、委員会のほうもこれを入れれば一番いいんですが、ちょっとそこまではまだ難しいかなということ。私は理解していますけど、入れよということであれば入れさせていただきますけど。

あるいは、反問をする前提をつくったということですね。だから、きっちりした議論の中で反問は生まれてきますよと。あいまいでやったら、お互いがすれ違いの中の議論には

反問は生まれないということですね。争点や論点が明確になるから、市長はそれに関して質問ができると、そういうふうにしましょうということにさせていただきました。大変重要なポイントだと思います。これからの質問に当たっては、議員自身もこれが縛りになってきますので、非常に重要な点かなとは考えております。今いただきました委員会の部分等については、これから今後どうしていくのかというのは、またこれができる後の議論になっていくのではないかなというふうには思います。

よろしいですか。ちょっと行ったり来たりいじりましたので。私は、細かい図、大分整理はつけたと思いますので、もしこれでよければ、これが第1回目のたたき台というふうなことで終わらせていただきますので、また、この後もいろんな、4月、5月と議論は重ねてまいりますので、若干の微調整は十分できますので、またよく一読いただいて、また後で気づかれた面があれば御提示願えれば、またその段階で検討はさせていただきたいというふうに思います。

例えば後半十一、二ぐらい、大分はしょって一部やってきましたので、少しばたばたとした感じもありますが、大分これで整理がついたという感じですね。

よろしいですかね、確認については。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【竹井委員長】 それでは、一たんこれで原案として、この内容で確認をさせていただこうと。その原案になったのがこれだね。原案がこのナンバー7ということで、これを原案というふうにさせていただきます。それを受けまして、3番目の項に入らせていただきます。

お手元に逐条解説のこれを前回、事前配付資料として配付をさせていただきました。これは、旧の条例の順番になっておりますので、また改めて、きょう、皆さんのほうに決議いただきました流れに変えさせますが、きょうの委員会に間に合うようにつくっていただきましたので、少し。

ちょっと休憩をさせていただきます。

( 休 憩 )

【竹井委員長】 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に逐条解説を渡させていただきました。一応、御一読願いたいというふうに考えております。そして、わかりづらい表現であったり、わからない内容というのがあるのかどうか、それぞれの委員の皆様で少しチェックをお願いしたいなというふうに考えて

おります。

ちょっと後ろのほうになります、第7章の議員の政治倫理というところをあけていただきますと、ここのところに、解説の米印のところに、上から3分の2ぐらいのところに、亀山市議会議員倫理要綱において、この議員の政治倫理はゆだねているというふうな、これが今、これを要綱にするのか、条例にするのかというふうなことが、少しこれも議論が要するという部分です。

それから、もう一点、めくっていただきまして、議員定数の第1項に、市議会議員の定数を定める条例というふうなここにはうたっております。当然案文ですので。現在は、長いですが、平成17年1月11日から新たに設置される亀山市の議会の議員の定数の告示というのがありまして、そこで22名というふうに告示がされていると。それを今使っております。これも条例の上程までに議員定数条例をつくるのか、このままの告示でいくのかというふうなことが若干、この2つの部分は少しこれから議論が必要かなというふうに考えてはおります。

あとは、読んでいただいて、また少しわからない点、さっきの矢祭町のその次のところに矢祭町の例ということで、日当制は合わないんだというふうな、よくよく読んでいくと、最後には日当制じゃないんだと。これは、山梨学院の江藤教授も同じような話はされておりましたけど、やはり我々議員のスタンスというのは、ここに書いてありますが、江藤教授から引いてあるんですけど、出た日数の日当じゃないんだというふうに後ろのほうに明記されていますね。これも同じようなことを私も研修で聞きましたけど、要するに全体に対してのさまざまな調査であったり、住民との接点であったりと、そういうのを全部入れて1つの報酬をかたどっているというのがこの考え方で、多分、それに近いようなのがここに書いてあるわけですね。この辺の表現もどうするのかとか、これを見ると、頭に先に日当がぼんと入ってきますので、その辺も一考あるかなというふうには考えておりますので、次の会議までに順次、各委員さんごとで結構でございますので、また事務局のほうに、もし異論な点がありましたら、ぜひまた御提示願いたいなというふうに考えております。

あと、表現方法も今ちょっとお話がありました。どんな表現にするのかについても、今後もうちょっと議論は要るかなというふうに。

森美和子委員、どうぞ。

【森委員】 この逐条解説というのは、これだけを市民の方に渡すということですか。

【竹井委員長】 この前、まちづくり基本条例でいただいた資料がありますね。こうい

う資料。この資料の下が逐条解説みたいなものです、全部。条例はここだけですから、上だけで。だから、こういう説明資料として使おうということです。条例としては、本当にこの条文だけですよね。ただし、説明をする上でこういうのがないとどうなっているんだということになるので、これをどこかに載せる、パブリックコメントを求めるときは、こういうものを使って求めていくと。必要ならば、冊子でお渡しする。例えば議会だよりの中にこれを全部入れて報告をするとか、そういうものに使うという。

森美和子委員。

【森委員】 そうすると、少しデザインとかというのは、このままではなくて、ちょっと変わってくるということですね。

【竹井委員長】 はい。

【森委員】 かなりかたいなというのを感じますので。

【竹井委員長】 表現については、以前2パターン相談はありました。やわらかい表現でいくのか、普通のこういう表現でいくか。これもまた、皆さんのほうに、じゃ、やわらかくしたときにどうなるんだという議論もいただかないと、なかなか文章構成上とか文字の表現上で、余りやわらかくしていくとさらにわからなくなるということもあるし、絶対崩せない文字とかありますよね、書き方というのが。それは変えられませんので、どこまでわかりやすくするのかというのも議論かもしれません。

森美和子委員。

【森委員】 きのう、私もこれを読ませていただいて、この米印が余りにも長いなというのをすごく感じたので、少しそこのところの調整は要るかなというのを思いましたし、それから、図式みたいな形でもしできるものがあれば、見てわかるとかというのがあれば、それも1つの方法かなとも思いましたので、また皆さんで御議論されると思いますので、わかりました。

【竹井委員長】 基本的には、私が委員長として考えるというか、個人的でも、委員長の発言でもいいですけど、これはやっぱりバイブルやと思っています。要するに、議会基本条例を語るときにはこれがないと語り切れないと。だから、私たちが持つものは相当厚い、もっと厚くていいと思っています、逐条解説は。厚ければ厚いほどよくわかるというのが出てくるので、もっともっと資料をふやしてもいいんじゃないかなという思いもあります。ただ、市民との中ではどうするか、これから、まちづくり条例みたいな格好でもうちょっとシンプルに言葉も選んでいくのかどうか。ですから、多分これは1つの基本形に

して、これを余り削除しますと、今度は読むほうもまた内容を読み碎かなあかんと。だから、できるだけここは厚盛りをして、その中でまた委員の皆さんのほうから御意見をちょうだいして、実際、市民にお渡しするときには、この部分を使おうとか、じゃ、ある程度文字数を似たようなものにしておこうとか、それはまた御意見をちょうだいしようというふうに思っています。できるだけここは厚くしておきたいなという思いはあります。

それはまた次の段階で御相談はさせていただきますので、一度全部皆さんのほうで読んでいただきまして、わかりづらいとか、我々がわかりづらいと一番問題ですので、それが、不明な点があれば、また事務局へ言っていただいて、さらに必要なものであればここへ追加していくという、できるだけ私は、どれだけ厚くてもいいんじゃないかなというふうに考えておりますので、そこからどこをピックアップするかというのをまた改めて整理して、それから、どんな格好でまた皆さんのほうにお渡しするか、まちづくりは随分きれいにこうやってつくってありますので、このような感じで整理していかなきゃいかんのかなと思っていますけど、余りこっこのテクニックに走るより、まずは中身からと、まずは中身を整理してと。またぜひ読んでいただきたいと思います。不明な点がいっぱい出てくると思っていますので、それに入れながら整理をさせていただく。

それから、もう一点、今回は議題に入れていなかったんです。この前、議長から少し資料をいただいて、津市の資料ですけど、ちょっとおもしろいまとめ方もありましたので、局長にも相談をして、1条ごとになるか、数字のことはわかりませんが、さまざま議論をして整理した内容があります。みんなこの決定事項だけで終わっていますので、津市のは、1条ごとに論点整理みたいな、丁寧にしてあった。どこまで細かくするかは別にして、少しそういうものも結論としてつくりたいなと。どんな御意見があったんだと、どんなまとめ方をしたんだというのがあれば、会派とか報酬とか定数というのは結構議論がありましたので、少しそういうものも、津市の参考資料をいただきましたので、それに倣って、それはそれでつくっていかうかなと。そうすると、逐条解説とそれと2つ持っていれば、大体二元化の流れというのが見えてくるというものは、ぜひそれはつくっていききたいと、今期中には何としてもそれをつくっていかうかなと。次の局長に移っていきますけど、それは引き継いでやっていただこうかなというふうに考えております。ひな形はまだ全く出せないですけど、またそれもおいおいつくってお渡しをしようと思っております。そうすると、大体この2つがあれば、経緯と、それから考え方は整理ができるというふうなものをつくらせていただきます。

一応、逐条解説は私もさっと読んで、何点かちょっとおかしいというところも見つけましたけど、また皆さんのほうでぜひ読んでいただいて、できれば気づかれた点を早く事務局のほうにお示しを願えればありがたいと思います。

宮村委員、どうぞ。

【宮村委員】 報酬の中での日当手当というのか、日当制の問題。これはもうまさにここに説明してもらってあるとおり、本会議だけがそうなのと誤解を与えかねないという、まさにその点、我々の議員活動というのは、本会議、場合によっては本会議でないときのほうが、議員活動としての大変さというのはそれぞれ議員はあると思うんですね。だから、これを挙げる挙げない、挙げるべきなのか、それとも挙げるとしたら、こんな1番目に。矢祭町の例というのは全国でも特別な、地方財政からいろんな形で、ちょっと間違っておるかわからんですけれども、ボランティア的な意味合いがある矢祭だと僕は思うんですよ。だから、そんな意味で、これは委員の皆さん、一回また、私だけかわかりませんが、ちょっと検討に値するということが1つと、それと、2つ目ですけど、一番大事な、よく我々、情報公開とか情報開示とかいろいろ言っている中で、先ほどの津市の例、私は、委員長、それが一番、いろんな意見を載せることによって、結果、こういう形で、それこそ逐条というんですか、結果、これにつながったよということで、ぜひともそれは大切なことだと私は思います。

以上です。

【竹井委員長】 わかりました。

日当制の表現については少し御議論をいただこうと思っています。私もこれを見た瞬間、うんと思い、よくよく読むと後ろにきっちり書いてある。要は、書き方の順番であったり。ただ、日当制は避け切れないかなと思います。やっぱりそういう人もいらっしゃるのです。だから、日当制に対する我々の考え方というところは、特に後段を読んでいただくと、10ページのこの後段の部分だけでも、別に矢祭町と書く必要はありませんので、日当制についてということで整理しておくというのも1つの方法かなと。これを抜くのは市民から疑問な方もいらっしゃるので、入れ込みながらどう整理するのかは、少しまた調整をさせてほしいというふうに思います。ぜひいろんな方向で検討させていただきます。

それでは、逐条解説はよろしいですかね。一度ぜひお読みいただいて。

水野議長、どうぞ。

【水野議長】 基本的にいろいろ御苦労をかけていますが、今、委員長が言われました

ように、この基本条例の制定に伴って、他の条例制定なり、あるいは現在あります条例改正、あるいは規則の改正というものが随分あるように思うんです。それで、例えば今、政治倫理要綱と書くのか、条例と書くのかと。条例と書くなら、同時提出でこれと一緒に審議したほうがいいというふうに思いますし、それから、そのほかでも、例えば会議規則とか、あるいは委員会条例とか、定数条例もありませんね。そういうものは選考というか、ある程度同時に決めたほうがいいのではないかと思うんですけれども、何しろ討議期間というか、検討期間というのが2カ月しかないし、だから、それぞれ分担をして、できるだけフルに同時進行していくような、同時提出ができるような体制にいったほうがいいんじゃないかというふうに思っています。

それで、例えば政治倫理要綱というような表現をした流山でしたか、そういう表現もあるんです。条例じゃなくて要綱というものもありますけれども、だけど、条例のほうが格が上やもので、やっぱりしっかりしたものになるんじゃないかというような感じがしていますので、また、代表者会議等でその振り分け、例えば政治倫理条例の制定やったら政治倫理委員会がございまして、そういうところでやってもらうとか、あるいはまた、議会改革推進会議内規がいいのかなと思ってみたり、表現が入っていますので、議会改革推進会議を設置するなんていうのが入っておるもので、それをどうするんやというものは、やっぱり進行上の内規が要するというふうに思いますし、今回、議員間討議というのが随分出てきましたので、それをどこでやるのかという、この前、全協の中で、一部で議員懇談ぐらい入れたらどうやというような提案はしていますけど、別途議員討論会とか、いかめしい名前かもしれないけれども、そういうものを制度化していくというようなことにするのか、あるいは全員協議会の中で皆さん集まるんだから、それは報告の場と、あるいは討議とか協議する、懇談する場だというふうに2つに分けるのかという位置づけとか、そういうものが随分ありますので、またそちらのほう、事務局を含めて1つの案をつくって、もう早急に始めないと、あと、もう2カ月しかありませんので、そこら辺、また検討していきたいと思っております。

委員長とも相談して、これとこれはもう同時進行しようじゃないかというようなものも含めて、また準備をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

【竹井委員長】 今の議長から御指摘をいただきました件を今から説明しようと思っておりましたので、事前に言っておりましたので。お手元にこういう、1枚しかありませんが、事務スケジュールというのをとりあえず参考でお渡しをしてあります。今、議長が

おっしゃっていただいた、この条例ができることによってさまざまやらないかん部分というのが出てまいりますので、とりあえず今、事務局のほうでどういうものがあるのか、調査をするように指示がしてあります。

その中で、今、議長が言われたように、どこで検討してもらうんだというもの、それから、どの順番でいくんだということでランクを局長から説明いたさせます。

西川局長。

【西川事務局長】 それでは、提出資料でございますが、議会基本条例制定に伴う事務スケジュールをごらんいただきたいと存じます。

この表でございますが、一番左側の列でございますが、これには御議論いただきました議会基本条例原案の規定が書いてございます。

2列目が、左側の規定に関連する法律とか条例、それから規則、内規、申し合わせ事項などを挙げてございます。

3列目としては、その規定内容について見直しが必要というふうに考えられます事項でございます。

4列目が、検討していただく、委員会だと思いますが、代表者会議とか委員会ということで、検討をいただく場所でございます。

一番右側の列が、ランクA、ランクB、ランクCというふうに書いてございますが、ランクAとしておりますのは、議会基本条例の制定と同時に見直しが必要な事項でございます。ランクBというのは、議会基本条例施行までに見直しが必要ではないかというような事項ということでございます。ランクCは、議会基本条例が施行された後、随時見直しばいいようなものというふうに、そのような仕分けをして表にしようかということで、まださらに細部について精査する必要がございますので、本日はお出しできませんですが、またでき次第、皆様に提出させていただきたいと存じます。

以上が事務スケジュールの説明でございます。

【竹井委員長】 今、事務局長から説明がありましたように、今、事務局で洗い直しを全部していただいております。それで、事務局のほうで一応A、B、Cとランクをつけて、さらにそれを議長さんのほうへ提出して、議長のほうでもう一度事務の整理をしていただく。間に合うものもありますし、間に合わんものもあるし、物によっては議論をせないかんものも出てまいりますので、それも議論がうまく進めばいいですけど、議論がうまくいかない面もいろいろ考えると、全くスムーズにいかない部分も考えられますので、と



りあえず A、B、C のランクをつけさせていただいて、特に A ランクについて、少し議長さんのほうに御配慮願って、今言っていただきましたように、さまざまな機関で御議論願おうかなと。これが、ただ、うまく全員一致するものがあればいいですけど、いかない場合は、条文も少し今の現状に合わせたものに変えざるを得ない面も出てまいりますので。

一応、できれば 4 月 10 日前後ぐらいまでには事務局につくっていただいて、一部原案はとりあえずもらってはいるんですけど、ランク分けもしていなかったなので、もう一度精査してくれということに戻してありますので、でき次第、皆さんのお手元にお届けしますので、と同時に、議長のほうとの調整も事務局からやっていただくというふうに考えておりますので、でき次第、お手元に届けるということで、確認のほうをお願いしたいと思います。結構大きな項目も出てまいります。

服部副委員長。

【服部副委員長】 このランク A とランク B の違いを説明していただけますか。というのは、A は、条例制定と同時にもうそうになってなきゃならんということで理解するんですけど、ランク B は条例施行と。これが大体制定から施行までどれぐらいの間隔があるのか、どれぐらい後になるのかという意味でね。

【竹井委員長】 西川局長。

【西川事務局長】 ランク A というのは、先ほど議長からお話がありましたように、条文自体に何々条例と書いてあるが、いざ現実には条例がないようなもの。これはもう同時に提案しないとイケないもの。これはランク A だと思います。それから、施行というのは、周知期間とかそんなものも要りますので、例えば今の目標ですと、6 月議会で制定いただければ、9 月とか 10 月が施行になりますので、それあたりに見直していかなければならないような、条例だけではなくて、内規なんかも含めて、申し合わせ事項とか、現在、慣例的に行われて、議会の運営なんていうのはどこにも明記はされていないんですけど、先例でもってやられる部分もありますが、そういうところが、全く記述と合わないような部分は、やっぱり施行までに、その施行後、余りおくれるのはいかがなものかなというふうには思いますが、間に合わなければ、明記されていないような部分では少しおくれる構わないのではないかなと思います。それはもう B ランクというふうに、そんなふうにご考慮しておりますけれど。

【竹井委員長】 とりあえず、こういうスケジュールをつくって、また、内容がわかるようなものも、きっちりどこどこを変えるというふうなこともつけさせますので、また

でき次第、皆さんの、委員さんのほうにお届けをさせていただく。こういう作業を今しているということを確認してほしいと。

次に、いよいよ原案ができて、このような事務スケジュールによって関連するところも調整が始まりますけど、内部的な面と同時に外部も含めて、基本は6月というふうに今考えておりますが、どのようなことがあと残っているんだということで、お手元のほうに条例提出までのスケジュールを配付いたしておりますので、事務局長より説明をいたさせます。

局長。

【西川事務局長】 それでは、お手元へ配付してございます議会基本条例提出までのスケジュールというより、どのような作業が控えているかということについて説明をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、条例案について執行部との協議ということですが、具体的に申し上げますと、第10条、市長等の提案説明なんかで、市長が重要な政策について議会へ提案してきた場合は、7項目にわたる説明を求めるわけですが、そういったことについて、さらには、先ほども議論いただきました反問権、こういったことについて、説明とかすり合わせ協議もなしに一方的に条例へ書き込んで提案というわけにもいきませんので、この部分については、執行部との調整が要るだろうということでございます。これ、ほぼ原案がまとまりましたので、あしたにでも担当部署のほうへ提出して検討をお願いしたいというふうに考えております。

その次が、法制執務室への条例案精査の依頼、それから、株式会社ぎょうせい等専門的知見者への条例案精査依頼ということなんですが、法制執務室に条例を見ていただくと思います。これはどうかといいますと、法令審査というよりも、特に重要視しておりますのは、亀山市の条例、亀山市の規則、それから要綱、こういったものと整合がとれているかどうかということを見ていただくと思っています。余りないというふうには想像はしておるんですが、これを法制執務室のほうでチェックをかけてもらおうと思っています。

それから、ぎょうせいさんにつきましては、特に主としては、法令上、それから、そういったところの違法なところはあらへんか、解釈という部分で変な用語の使い方がないとか、そういう精査をお願いしようと思っています。それから、できれば法律の専門家の目も一通りしていただいたらどうかなというふうに思っております。今のところ、この条例案の精査については、法制執務とぎょうせいさんをお願いするようなことを考えてお

ります。

それで、ほぼ内容が固まった段階、あるいは時間的なことを考えますと、それまでにやらないかんかもわかりませんが、全員協議会を開催いただきまして、この案の説明、さらには逐条解説の説明、そして、御議論いただいて、全員の御了解をいただいた段階で原案ということになるかと思えます。

そして、それが済んだら、やはりパブリックコメントは、これはどうしても要るだろうと思えます。大体、行政のほうでやっておりますパブリックコメントの実施要領によりますと、1カ月の期間が要りますので、パブリックコメントもそれに準じたようなやり方をしていかなければならないだろうと思っております。

その次ですが、亀山市まちづくりの基本を定める条例を考える会等への説明と意見聴取でございますが、一度、考える会の座長さんと、それから、あと、各部会の部長さんあたりと議論したことがございますので、そういった方への説明が要るだろうと。それから、まだほかにも、自治会さんだとか、商工団体の方だとか、労働団体の方だとか、そういった方への説明もあわせて要るのではないかなというふうなことを考えております。

それから、その次、議会基本条例制定に伴う関係条例等の制定や改廃等の協議、これは先ほど議長のほうからもお話がございましたんですが、まずは委員会条例、会議規則、内規、先例、申し合わせ、この辺を一遍、この条例の精神、これは最高規範性を持っておりますので、これに合わせた内容に変えていかなきゃいけないということになるかと思えます。

それが終わった段階で上程になるか。議会のほうへ上程いただいて、制定していただく。そして、制定後、直ちにホームページ、それから議会だよりで市民へのPR、そういったことの作業になるのではないかというふうに思っております。

ですので、これらを全部こなすのには、はっきり正直に申しますと、6月議会は大変厳しいというふうに御理解をいただきたいと思えます。

以上で説明を終わらせていただきます。

【竹井委員長】 一応、きょうの会議で委員会としての原案がまとまりましたので、あと、内容的な精査も要ります。まちづくりの場合は、結果的に内容を精査し過ぎた結果、理念上になってしまったとか、私たちの場合はそういうことはありませんので、少し法との絡み、それから、市の条例との絡み、少し関連するところへは一度確認をしておいたほうが非常に安全かなということ。一番問題というか、一番この後大変なのは、まずは全員

協議会の中で御説明をして、議員さんのほうの御了解を得なければいかんということだと思えます。多数決というわけにもいかないのです、ここはできるだけ全員の方の御賛同を得て、議会の総意として提出させたいなというふうな思いがございますので、そこをまず最初の準備かなということを考えておりました、4月の前半と考えておったんですけど、少し準備が間に合わないのです、4月20日の全協でまずはやらせてほしいかなというふうに考えております。できれば、それまでに各委員の方も各会派で少し勉強会などをしていただくと非常にありがたいなとは考えておりますが、またそれはこの後させていただきます。

要するに、4月20日をめどに第1回目の御報告と協議と。それでまとまらなければ、また残りのスケジュール、パブリックコメント1カ月ですので、それまでには原案が決まらないとだめですから、もう一回ぐらいはひょっとしたら開かせていただくかもしれません。

それから、あと、もう一点は、各関係団体との意見聴取です。これも最初から団体の中でやろうというふうに考えておりますので、パブリックコメントは市全体でとれますので、まずはまちづくり基本条例の会の、これは一昨年でしたか、向こうから説明があって、議会基本条例のことも言っておりますので、そこについての意見交換は必要かなと。あと、商工団体、当然住民代表である自治会連合会、それか、働く場もありますのでね、労働団体、4団体ぐらいでは時間をとってやりたいなと。多分、これも1月ぐらいのスケジュールがかかるのではないかなというふうに考えております。

それが見えて、ようやく上程ということですので、それが関連する条例も絡みますので、ですから、とりあえず全員協議会の中で条例案策定についての御賛同がいただければ、関連する条例への見直しも進みませんので、準備を重ねながら何とか御賛同いただけるようなことで動いていきたいなというふうに考えております。

そういうのを考えますと、6月最終日の上程というふうには考えておりますが、非常にタイトな日程かなというふうには考えております。ただ、さっきレジュームと日程と言われておりますので、どきっとして、一応レジュームと日程ですので、今の委員会の段階では、6月上程を1つの日程に立てさせていただきたいと。1年でやるといったのが結局は2年かかってしまいましたけど、それだけ時間が要ったということですね。やっぱりゼロから作り上げるのにはどうしても時間がかかってしまったと。だから、あと、日程を少しめどは立てておこうと、それが壊れるのはやった結果ですので、ただ、今から結果を2つも3つも持っていたらまずいなとさっきの研修で感じましたので、やっぱり6月上程をめど

に、ぜひ委員の皆様方も少し会派の中でいろんな御説明なり、また事務局を呼んでいただいて一緒に説明もできますので、ぜひまたそういうことも1度お考え願えればありがたいなど。そういう作業を重ねないと、多分、全協でオーケーをいただくというのが最大のハードルですので、それまでにいろんな疑問点があれば整理しておきたいなと思いますので、一応6月上程をめどに進めさせていただきたいというふうに考えております。

今、事務局のほうで大体6月提出のときにどんなスケジュールになるんだという追っかけも言っておりますので、その辺も見えてきますから、ぜひまた委員の皆様には、もう一段、もう二段の御支援をいただきたいというふうに考えております。

流れ的にはよろしいですか。もっときれいにできたら、またお渡しますので、一応今わかるだけのものを箇条書きで出しましたので、少し早急みたいなもので、いい勉強をしましたので、ああいう日程でもう一遍つくらせますので、それを見て確認をお願いしたいというふうに考えております。

一応、これだけの作業があるということは頭に入れておいていただきたいと。これからがいよいよ山ですね。つくるまでは議論だけで済みましたけど、今度は各団体との調整とかいろんなものが残ってまいりますので、またそのときに全員で対応するのか、理事懇で対応するのか、そういうものも全部また調整が要りますので、多分全員で対応してもらうような格好になりますかね。合併のときは、たしか委員さん全員来たような気もしましたけど、市民説明会は全員出ておったかな。少しまたそれも調整させていただきます。だから、スケジュール的には、各団体との調整スケジュールは多分5月になると思いますので、また事前に向こう様との調整になりますので。

水野議長。

【水野議長】 各団体とは別々に行いますか。

【竹井委員長】 別々に考えています。一緒だとやっぱりまずいんじゃないですかね、別々にやらないと。それぞれ利害が違うから。

こっちの考えも別々にやって、例えば同じ日に午前、午後でもいい。要するに、団体を分けて、やっぱり話しやすい環境の中でそれぞれ意見をちょうだいしたほうが。やっぱりそれぞれの視点も全部違いますので、それぞれ整理をさせてほしいというふうには考えています。そのほうが議論としても進むのではないかなと。

とりあえず、4団体ぐらいをめどに考えてみようかなと。原案がある程度できれば、その辺も含めて。6月にしてもスケジュールが見えないものですから、その辺が見えた段階

でもちょっと調整をさせてほしいと。

水野議長。

【水野議長】 6月提案って本当にできるのか、それを考えておったらと思いますね。パブリックコメントだって1カ月要るというのやろう。目標はいいんだけど、実際問題として。それと同時並行で条例の改正とか、新しく条例をつくっていかないかと、同時並行でやっていかないかんし。それは経過を見ての話やけど。

【竹井委員長】 ちょっと休憩を挟ませていただきます。

( 休 憩 )

【竹井委員長】 では、再開させてもらいます。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま事務スケジュールと、それから、これからのスケジュールということで御提出をさせていただきました。

一応、こういうものを全部これから、まだ若干煮詰まっていない部分もありますので、事務局のほうでももう少し煮詰めたものを今作成しておりますので、それを受けて、次回の開催については、日を切って申しわけないですけど、一応4月16日を開催予定日としてお願いをしたいというふうに考えております。これは、なぜこの日かといいますと、4月20日の全員協議会でこの原案、それから、スケジュール、それから、どこを見直すかというやつ、事務スケジュール、3つの資料が完成した上で、4月20日の全員協議会でお示しをして、各委員の方からの御意見をちょうだいしたいなというふうに考えておりますので、できればその前に皆さんのほうの御意見もちょうだいして、16日を一応設定させていただきました。ですから、御予定があらうかと思いますが、ぜひあけていただければ非常に助かる。10時からですね。理事懇をやらずに一発でやりますので、理事懇談会なんか多分開けないと思いますので、うまく早くまとまれば理事懇なんかやらせてもらいますけど。一応よろしいですかね。16をあけていただければ非常にありがたいなと。その後は20日以降、視察とかどンドン入ってまいりますので。

それから、最後に、20日の全協に向けて、各会派の中でもちょっと勉強会などを開催していただいて、少し特別委員じゃない方への周知もお願いできればなと考えておりますので、その資料についても今作成中でありまして、もし早い段階でやられるということであれば、作成途中の資料ということを前置きしていただいて、またやることも可能ですので、ぜひまた一度御調整の上、事務局のほうにまた御報告願えれば非常にありがたいと

いうふうに思います。

一応、この議会基本条例の視察もちょこちょこありまして、何回か、四、五回受けております。そこで、局長のほうから流れ的な説明の資料がありますので、少しそれをアレンジしていただいて、議員さんに説明する資料ですので、それを委員の方にお渡しをします。それで、少し流れとか、背景とか、全部局長のほうの説明する、細かいのは私がやるんですけど、全体的な流れは局長のほうがつくっておりますので、それも精査していただいて、それをかがみにつけさせていただきますので、それを見れば全体の流れはわかるというふうなものを提出させていただきます。それをもってまた行っていただければ、皆さんが視察に行ったときと同じ内容のものがよその市から聞くような内容で来ますので、それをつけさせてもらいますわ。私もそれをチェックして、必要なものは入れるようにしますので、それがうまくできれば、事前に皆さんにお渡しして、一遍見てもらうようにしますわ、早目に。

それでよろしいですかね。もうちょっと追加を。資料追加は、視察用の資料で若干入れさせていただきますということにさせていただきます。

それでは、年度末の最後の会議になりましたけれども、私たちの年度末が6月というぐらゐの気持ちで、まだ21年度が終わっていないということで、ぜひまた、最後の一踏ん張りですので、よろしく願いをしたいと。

それから、各会派のほうでも説明会等やるということで、また事務局のほうの応援も必要であれば、それも事務局のほうにお申し出願って、できるだけ協力できるようにさせていただきますので、ぜひまたお願いをいたしたいというふうに思います。

特段なければ、ちょうど丸2年たちまして、1年目で上程する予定が丸2年かかってようやく原案までたどり着きました。あとはもうスケジュールをこなすというところまで来ましたので、あと残り三月残っておりますけれども、ぜひまた皆さんには最後の最後まで、また御支援をいただくようお願いをして、平成21年と言うとまずいですが、3月、丸2年目の会議をこれで終了させていただきます。

長時間ありがとうございました。

了